

自動車リサイクル法に基づく許可申請の手引き
(解体業・破砕業)

那覇市 環境部 廃棄物対策課

目 次

自動車リサイクル法関連業の申請にあたって

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 自動車リサイクル法関連業 | 1 |
| 2 | 各事業者の役割と法の概念図 | 2 |
| 3 | 申請受付 | 3 |
| 4 | 申請手数料 | 3 |
| 5 | 解体業及び破砕業の申請から許可までの流れ | 3 |
| 6 | 許可取得後の注意点 | 4 |
| | (1)自動車リサイクルシステムへの登録 | |
| | (2)許可の更新 | |
| | (3)許可の変更 | |
| | (4)変更届出及び廃業届出 | |
| | (5)標識の掲示 | |
| 7 | 各種申請(届出)時の提出書類及び注意事項 | 5 |

許可申請時の提出書類について

| | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | 解体業者の新規・更新許可申請時の必要書類 | 7 |
| 2 | 破砕業者の新規・更新許可申請時の必要書類 | 9 |
| 3 | 破砕業者の変更許可申請時の必要書類 | 11 |

変更届出時又は廃業届出時の提出書類について

| | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 解体業者の変更届出時の必要書類 | 13 |
| 2 | 破砕業者の変更届出時の必要書類 | 14 |
| 3 | 廃業届出時の必要書類 | 15 |

自動車リサイクル法関連業の申請にあたって

1 自動車リサイクル法関連業

使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条において、自動車のリサイクルに関連する事業として、引取業（第11項）、フロン類回収業（第12項）、解体業（第13項）、破砕業（第14項）（以下、「自動車リサイクル法関連業」という。）が規定されています。

那覇市でこれらの業を行うためには、那覇市長から、法第42条に基づく引取業の登録、法第53条に基づくフロン類回収業の登録、法第60条に基づく解体業の許可、法第67条に基づく破砕業の許可を受ける必要があります。

2 各事業者の役割と法の概念図

自動車リサイクル法関連業者の主な役割は次のとおりです。また、法律の概念図を次ページに示しています。

引取業者

- ・最終所有者から車を「使用済自動車」として引き取り、フロン類の有無を確認する。
- ・フロン類が有る場合はフロン類回収業者へ、無い場合は解体業者に引き渡す。

フロン類回収業者

- ・使用済自動車からフロン類を基準に従って適正に回収し、自動車メーカー又は輸入業者に引き渡す。
- ・フロン類回収後の使用済自動車を解体業者へ引き渡す。

解体業者

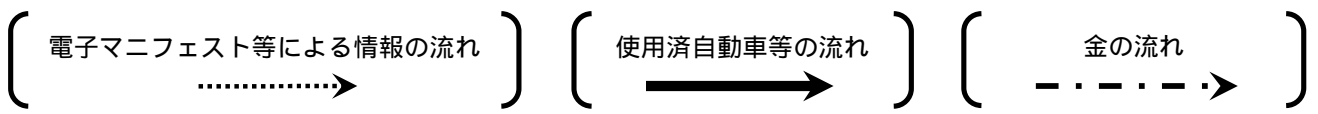
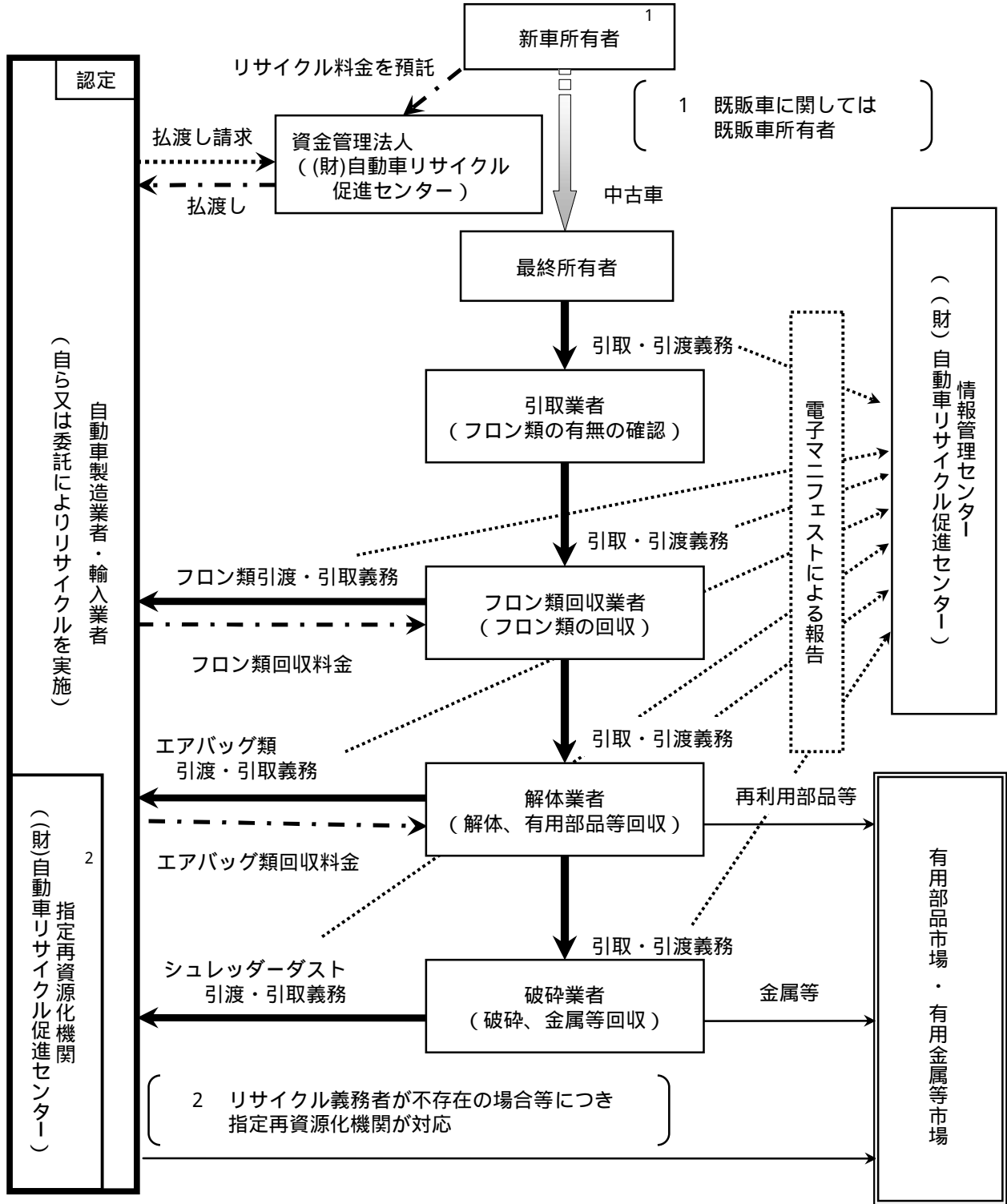
- ・フロン類が回収された使用済自動車を基準に従って適正に解体し、鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯を回収する。また、エアバッグ類は回収して自動車メーカー又は輸入業者に引き渡すか、車上作動処理を行う。
- ・解体後の自動車（解体自動車）を破砕業者に引き渡す。

破砕業者

- ・解体自動車の破砕前処理（圧縮・せん断処理）及び破砕処理（シュレッディング）を基準に従って適正に行う。
- ・シュレッダーダスト（解体自動車の破砕後に残る廃棄物）を自動車メーカー・輸入業者へ引き渡す。

各事業者が、使用済自動車、解体自動車又はシュレッダーダストについて、引取りまたは引き渡しを行う際には、自動車リサイクルシステムへ電子マニフェストによる報告をしなければなりません。

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図



3 申請受付窓口

那覇市 環境部 廃棄物対策課

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話番号 098-951-3231 FAX 098-951-3230

* 申請の際には、連絡の上、来庁ください。

4 申請手数料

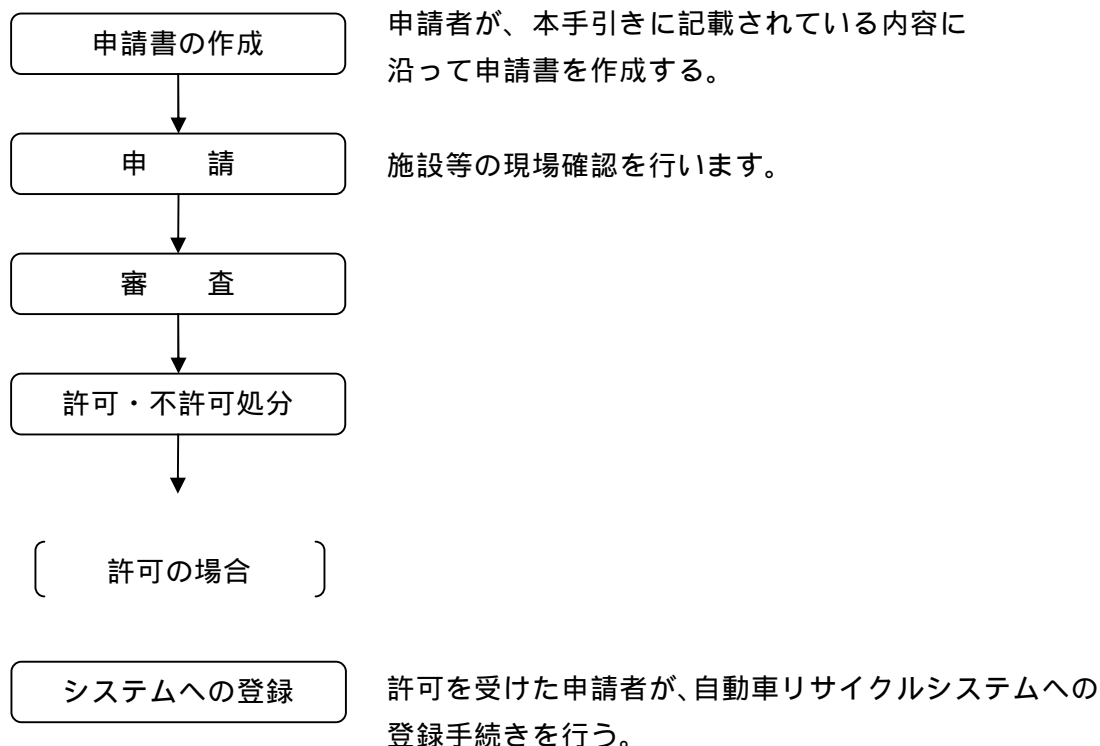
(1) 手数料

| 許可申請の種類 | | 申請手数料の額(円) |
|---------|------|------------|
| 解体業 | 新規許可 | 78,000 |
| | 更新許可 | 70,000 |
| 破砕業 | 新規許可 | 84,000 |
| | 更新許可 | 77,000 |
| | 変更許可 | 75,000 |

(2) 納付方法

申請手数料は、所定の納付通知書にて申請当日に庁内の銀行で納付していただきますので、**現金**をご用意ください。

3 解体業及び破砕業の申請から許可までの流れ



6 許可取得後の注意点

(1)自動車リサイクルシステムへの登録

自動車リサイクル法関連業の許可を受けた後は、必ず自動車リサイクルシステムへ登録して下さい。システムへの登録には、概ね1ヶ月程度の期間を要します。

なお、システムへ登録しない場合、移動報告（電子マニフェストの使用）が行えず、実質的に業を行う事ができません。詳しくは、自動車リサイクルシステムへお問い合わせ下さい。

自動車リサイクルシステムへの連絡先

TEL : 03 - 5673 - 7396

平日 / 8:30 ~ 20:00 土日・祝日 / 9:00 ~ 18:00

URL : <http://www.jars.gr.jp/>

(2)許可の更新

自動車リサイクル法関連業の許可の有効期間は5年間です。許可期限満了後も業を継続して行う場合は、更新申請を許可期限満了前に行って下さい。

また、許可の更新申請を行った段階で、自動車リサイクルシステム上でも必ず手続きを行って下さい。手続きを行わずに満了日を過ぎると、移動報告（電子マニフェストの使用）が行えなくなります。詳しくは、自動車リサイクルシステムへお問い合わせ下さい。

(3)許可の変更

破砕業の許可を受けた業者は、事業の範囲（破砕前処理、破砕の別）を変更する場合には、変更許可申請を行い、許可を受ける必要があります。

(4)変更届出及び廃業届出

自動車リサイクル法関連業の許可を受けている業者は、法で定められた事項に変更があった場合又は廃業した場合は、事実の発生から30日以内に必要な添付書類を添えて那覇市長へ提出しなければなりません。

(5)標識の掲示

自動車リサイクル法関連業者は、その事業所ごとの見やすい場所に、それぞれ次の事項を記載した標識（縦横 20cm 以上）を掲げなければなりません。

ア 解体業者が記載すべき事項

- ()解体業者である旨を示す内容
- ()解体業者の氏名又は名称
- ()解体業者の許可番号

| 記載例 | |
|--------------------|-----------------------------|
| 自動車リサイクル法に基づく登録事業者 | |
| 根拠法令 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 第 60 条 |
| 許可番号 | 2119***** |
| 登録の種類 | 解体業者 |
| 事業所名称 | ***解体 (連絡先 098-***-****) |

イ 破砕業者が記載すべき事項

- ()破砕業者である旨を示す内容
- ()事業の範囲
- ()破砕業者の氏名又は名称
- ()破砕業者の許可番号

| 記載例 | |
|--------------------|-----------------------------|
| 自動車リサイクル法に基づく登録事業者 | |
| 根拠法令 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 第 67 条 |
| 登録番号 | 2119***** |
| 登録の種類 | 破砕業者 |
| 事業所名称 | ***解体 (連絡先 098-***-****) |
| 工場の種類 | 破砕前処理 |

7 各種申請（届出）時の提出書類及び注意事項

(1)自動車リサイクル法関連業の許可申請及び変更届出又は廃業届出時において必要な提出書類一覧を 9 ページ以降に示していますので、参考にして下さい。

なお、申請を行政書士等に委任される場合は、委任状を提出してください。

申請書様式については、那覇市廃棄物対策課のウェブページ上にて入手できます。

(2)申請書及び届出書の提出部数

正副 2 部を提出してください。（副本は、コピーでも可）

** 注意事項 **

各種申請書の記載等にあっては、下記事項に注意して下さい。

各種申請書の「事業所の名称及び所在地」については、那覇市内にある全ての事業所の名称及び所在地（地番）を記載して下さい。

なお、事業所には、事務所（自動車リサイクル法関連業の事務処理を行う場所）、

解体作業場、破砕作業場及び使用済自動車等保管場所（使用済自動車、解体自動車、シュレッダーダスト、その他廃棄物、有用部品等の保管場所）等が該当します。

申請書には、事業の用に供する施設の全てについて、漏れの無いよう記載して下さい。

自動車リサイクル法関連業のうち、異なる申請を同時に行う場合（例：解体業と破砕業を同時に申請する場合）にあつては、住民票抄本等の公的書類は、そのうちの1つに原本を添付すれば、残りの申請書等にはその写し（コピーしたもの）でも構いません。

例：解体業と破砕業を同時に申請する場合

解体業 公的書類は、原本を添付

破砕業 公的書類は、引取業に添付した原本の写し（コピー）を添付

解体業及び破砕業において、使用済自動車等を不適正に大量保管をしている実態がある場合、当該使用済自動車等を適正に処理できるかを判断するための改善計画書の提出が必要となります。

当該書類の提出にあたっては、別途廃棄物対策課へ相談して下さい。

自動車リサイクル法関連業を行うにあたって、自動車リサイクル法以外の法律（他法令）でも規制を受ける場合には他法令の許認可等も受ける必要があります。

そのため、申請の際には、他法令の規制の状況についても十分に確認して、他法令に基づく手続きを行って下さい。

また、新規許可申請を行う場合、又は新しく事業場を設置する場合には、関係法令手続き状況を示す書類（様式1 - 2）の提出が必要となります。

表．自動車リサイクル法関連業の施設設置に係る主な関係法令等

| 関係法令等 | 調整機関 |
|----------------------------|-----------------|
| 「建築基準法」に基づく許可、建築確認 | 那覇市市建築指導課 |
| 「沖縄県県土保全条例」に基づく開発許可 | 沖縄県土地対策課 |
| 「森林法」に基づく開発許可 | 那覇市商工農水課 |
| 「農地法」に基づく転用許可 | 那覇市商工農水課（農業委員会） |
| 「沖縄県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価の実施 | 沖縄県環境政策課 |
| 「自然公園法」に基づく工作物の新增改築の届出・許可 | 沖縄県自然保護課 |

以上の他にも関連する法令の規制があります。当該概要は沖縄県土地対策課のウェブページ上でも確認できます。

(URL : <http://www.pref.okinawa.jp/tochi/kiseiara.html>)

許可申請時の提出書類について

1 解体業者の新規・更新許可申請時の必要書類 No.1

| 必要書類 | 備 考 |
|---|---|
| 1 解体業許可（更新）申請書 | ・様式第五（第五十五条関係） |
| 2 事業計画書 | ・添付書類様式2 - 1（解体業者用） 引取実績等については自動車リサイクルシステムへの報告件数と整合性を取ることに |
| 3 収支見積書 | ・添付書類様式2 - 2（解体業者用） |
| 4 施設付近の見取り図 更新許可申請の場合、内容に変更がなければ省略可能 | ・全ての施設（解体作業場、駐車場、保管場所等）について、公図及び周辺見取り図又は地図の写し等を添付し、位置をマーカー等で示すこと |
| 5 解体業を行おうとする施設の構造を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図、構造図）、設計計算書、施設の写真 更新許可申請の場合、内容に変更がなければ省略可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用済自動車（解体自動車）保管施設の図面にあっては、周辺囲い（入口の状況を含む。）、床面、油水分離槽及びこれに接続している排水溝の状況が確認できるものであること ・解体作業場にあつては、屋根及び壁、床面の状況、油水分離槽及びこれに接続している排水溝の状況が確認できるものであること ・油水分離槽にあつては、その構造及び容量が確認できるものであること ・解体部品等（廃油・廃液類、鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、廃タイヤ、エアバッグ類、蛍光灯、その他有用部品、廃棄物）の保管場所を全て示すこと ・施設の写真については、施設の全景、解体作業場、駐車場、保管場所、車両（車両番号が確認できるよう撮影）をそれぞれ添付すること 各図面を添付するにあつては、別添「解体業の許可申請にあたって」に示す「施設に係る基準」を満たすことが確認できるものとすること |
| 6 施設の所有権（使用権原）を証する書類 解体作業場・保管場所等 ・土地の登記簿謄本（施設が建物の場合は、建物の登記簿謄本等） 車両 ・使用する車両の自動車検査証の写し その他解体に用いる施設 ・売買契約書の写し等 | ・他者から借りている場合は、左記の書類に加えて、賃貸借契約書や使用承諾書の写し等の使用権原を証する書類も併せて添付すること |

解体業者の新規・更新許可申請時の必要書類 No.2

| 必要書類 | 備 考 |
|--|--|
| 7 【申請者が個人の場合】 住民票抄本、登記事項証明書（登記されていないことの証明書） | |
| 8 【申請者が法人の場合】 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 定款又は寄付行為 役員の住民票抄本、登記事項証明書（登記されていないことの証明書） 株主又は出資者の住民票抄本）、登記事項証明書（登記されていないことの証明書） 株主等が法人の場合にあっては、 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） | <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書，住民票抄本については発行後3ヶ月以内のものを提出すること。 ・住民票抄本については本籍記載のものを提出すること。 ・株主又は出資者のうち、発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者について住民票抄本及び登記事項証明書（法人にあっては登記事項証明書（履歴事項全部証明書））を提出すること。 |
| 9 【使用人がいる場合】 使用人の住民票抄本、登記事項証明書（登記されていないことの証明書）、 使用人証明書 | |
| 10 【申請者が未成年者の場合】 【法定代理人が個人の場合】 法定代理人の住民票抄本、登記事項証明書（登記されていないことの証明書） 【法定代理人が法人の場合】 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 役員の住民票抄本、登記事項証明書（登記されていないことの証明書） | <ul style="list-style-type: none"> ・「使用人証明書」については、令第5条に規定する使用人であることが確認できる書類とすること |
| 11 標準作業書 | <ul style="list-style-type: none"> ・標準作業書の全文の写しを添付すること。 標準作業書の記載にあたっては、「自動車リサイクル法 標準作業書ガイドライン」（平成16年2月、標準作業書等ガイドライン検討ワーキンググループ）を参考とすること |
| 12 誓約書 | <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類様式1（解体業者・破砕業者用） |
| 13 関係法令手続き状況を示す書類 更新許可申請の場合、省略可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類様式1 - 2 |

2 破砕業者の新規・更新許可申請時の必要書類 No.1

| 必要書類 | 備 考 |
|--|--|
| 1 破砕業許可（更新）申請書 | ・様式第八（第六十条関係） |
| 2 事業計画書 | ・添付書類様式2 - 1（破砕業者用） 引取実績等については自動車リサイクルシステムへの報告件数と整合性を取ることに |
| 3 収支見積書 | ・添付書類様式2 - 2（破砕業者用） |
| 4 事業所等の付近の見取り図 更新許可申請の場合、内容に変更がなければ省略可能 | ・全ての施設（解体作業場、駐車場、保管場所等）について、公図及び周辺見取り図又は地図の写し等を添付し、位置をマーカー等で示すこと |
| 5 破砕業を行おうとする施設の構造を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図、構造図）、設計計算書、施設の写真 更新許可申請の場合、内容に変更がなければ省略可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・解体自動車（圧縮、せん断後の解体自動車を含む。）保管施設の図面にあつては、周辺囲い（入口の状況を含む。）の状況が確認できるものであること ・油水分離槽にあつては、その構造及び容量が確認できるものであること ・破砕処理後物（シュレッダーダスト、有用金属、廃棄物）についての保管場所を全て示すこと ・シュレッダーダストの保管施設にあつては、床面の状況、排水処理施設等、屋根、側壁の状況が確認できるものであること ・施設の写真については、施設の全景、破砕作業場、駐車場、保管場所、車両（車両番号が確認できるよう撮影）をそれぞれ添付すること 各図面を添付するにあつては、別添「解体業・破砕業の許可申請にあたって」に示す「施設に係る基準」を満たすことが確認できるものとする |
| 6 施設の所有権（使用権原）を証する書類 破砕作業場・保管場所等 ・土地の登記簿謄本（施設が建物の場合、建物の登記簿謄本等） 車両 ・使用する車両の自動車検査証の写し その他破砕に用いる施設 ・売買契約書の写し等 | ・他者から借りている場合は、左記の書類に加えて、賃貸借契約書や使用承諾書の写し等の使用権原を証する書類も併せて添付すること |

破砕業者の新規・更新許可申請時の必要書類 No.2

| 必要書類 | 備 考 |
|---|--|
| 7 【申請者が個人の場合】 住民票抄本、登記事項証明書（登記されていないことの証明書） | |
| 8 【申請者が法人の場合】 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 定款又は寄付行為 役員の住民票抄本、登記事項証明書（登記されていないことの証明書） 株主又は出資者の住民票抄本、登記事項証明書（登記されていないことの証明書） 株主等が法人の場合にあっては、 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） | <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書、住民票抄本については発行後3ヶ月以内のものを提出すること。 ・住民票抄本については本籍記載のものを提出すること。 ・株主又は出資者のうち、発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者について住民票抄本及び登記事項証明書（法人にあっては登記事項証明書（履歴事項全部証明書））を提出すること。 |
| 9 【使用人がいる場合】 使用人の住民票抄本、登記事項証明書（登記されていないことの証明書）、 使用人証明書 | |
| 10 【申請者が未成年者の場合】 【法定代理人が個人の場合】 法定代理人の住民票抄本、登記事項証明書（登記されていないことの証明書） 【法定代理人が法人の場合】 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 役員の住民票抄本、登記事項証明書（登記されていないことの証明書） | <ul style="list-style-type: none"> ・「使用人証明書」については、令第5条に規定する使用人であることが確認できる書類とすること |
| 11 標準作業書 | <ul style="list-style-type: none"> ・標準作業書の全文の写しを添付すること。 標準作業書の記載にあたっては、「自動車リサイクル法 標準作業書ガイドライン」（平成16年2月、標準作業書等ガイドライン検討ワーキンググループ）を参考とすること |
| 12 誓約書 | <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類様式1（解体業者・破砕業者用） |
| 13 関係法令手続き状況を示す書類 更新許可申請の場合、省略可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類様式1 - 2 |

3 破砕業変更許可申請時の必要書類 No.1

添付書類については、変更後のものについて提出して下さい。

| 必要書類 | 備考 |
|---|---|
| 1 破砕業変更許可申請書 | ・様式第十（第六十三条関係） |
| 2 事業計画書 | ・添付書類様式2 - 1（破砕業者用） 引取実績等については、自動車リサイクルシステムへ報告した件数との整合性と取ること |
| 3 収支見積書 | ・添付書類様式2 - 2（破砕業者用） |
| 4 事業所等の付近の見取り図 | ・全ての施設（解体作業場、駐車場、保管場所等）について、公図及び周辺見取り図又は地図の写し等を添付し、位置をマーカー等で示すこと |
| 5 破砕業を行おうとする施設の構造を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図、構造図）、設計計算書、施設の写真 | <ul style="list-style-type: none"> ・解体自動車（圧縮、せん断後の解体自動車を含む。）保管施設の図面にあつては、周辺囲い（入口の状況を含む。）の状況が確認できるものであること ・破砕処理後物（シュレッダーダスト、有用金属、廃棄物）についての保管場所を全て示すこと ・シュレッダーダストの保管施設にあつては、床面の状況、排水処理施設等、屋根、側壁の状況が確認できるものであること ・解体作業場にあつては、屋根及び壁、床面の状況、油水分離槽及びこれに接続している排水溝の状況が確認できるものであること ・施設の写真については、施設全景、破砕作業場、駐車場、保管場所、車両（車両番号が確認できるよう撮影）をそれぞれ添付すること 各図面を添付するにあつては、別添「解体業・破砕業の許可申請にあたって」に示す施設に係る基準を満たすことが確認できるものとする |
| 6 施設の所有権（使用権原）を証する書類 破砕作業場・保管場所等 ・土地の登記簿謄本（施設が建物の場合は、建物の登記簿謄本等） 車両 ・使用する車両の自動車検査証の写し その他破砕に用いる施設 ・売買契約書の写し等 | ・他者から借りている場合は、左記の書類に加えて、賃貸借契約書や使用承諾書の写し等の使用権原を証する書類も併せて添付すること |

破産業変更許可申請時の必要書類 No.2

添付書類については、変更後のものについて提出して下さい。

| 必要書類 | 備 考 |
|---|---|
| 7 【申請者が個人の場合】 住民票抄本、登記事項証明書（登記されていないことの証明書） | |
| 8 【申請者が法人の場合】 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 定款又は寄付行為 役員の住民票抄本、登記事項証明書（登記されていないことの証明書） 株主又は出資者の住民票抄本、登記事項証明書（登記されていないことの証明書） 株主等が法人の場合にあっては、 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） | <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書、住民票抄本については発行後3ヶ月以内のものを提出すること。 ・住民票抄本については本籍記載のものを提出すること ・株主又は出資者のうち、発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者について住民票抄本及び登記事項証明書（法人にあっては登記事項証明書（履歴事項全部証明書））を提出すること。 |
| 9 【使用人がいる場合】 使用人の住民票抄本、登記事項証明書（登記されていないことの証明書）、 使用人証明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・「使用人証明書」については、令第5条に規定する使用人であることが確認できる書類とすること |
| 10 【申請者が未成年者の場合】 【法定代理人が個人の場合】 法定代理人の住民票抄本、登記事項証明書（登記されていないことの証明書） 【法定代理人が法人の場合】 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 役員の住民票抄本、登記事項証明書（登記されていないことの証明書） | |
| 11 標準作業書 | <ul style="list-style-type: none"> ・標準作業書の全文の写しを添付すること。 標準作業書の記載にあたっては、「自動車リサイクル法 標準作業書ガイドライン」（平成16年2月、標準作業書等ガイドライン検討ワーキンググループ）を参考とすること |
| 12 誓約書 | <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類様式1（解体業者・破産業者用） |

変更届出時又は廃業届出時の提出書類について

1 解体業者の変更届出時の必要書類

| 届 出 書 : 様式第七(第五十八条関係) | |
|--|---|
| 誓 約 書 : 添付書類様式1(解体業者・破砕業者用) | |
| 変更事項 | 添付書類 |
| 【申請者が個人の場合】 ・氏名又は住所の変更 | 住民票抄本及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書) |
| 【申請者が法人の場合】 ・名称又は住所の変更 | 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 定款又は寄附行為 |
| 【申請者が法人の場合】 ・役員の変更 | 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 新たな役員の住民票抄本、登記事項証明書 (登記されていないことの証明書) |
| 【使用人がいる場合】 ・使用人の氏名又は住所の変更 | 使用人の住民票抄本、登記事項証明書(登記されていないことの証明書)、使用人証明書 |
| 【申請者が未成年の場合】 【法定代理人が個人である場合】 ・法定代理人である個人の氏名又は住所の変更 【法定代理人が法人である場合】 ・法定代理人である法人の名称又は住所の変更 ・法定代理人である法人の役員に係る氏名又は住所の変更 | 【法定代理人が個人である場合】 法定代理人の住民票抄本、登記事項証明書 (登記されていないことの証明書) 【法定代理人が法人である場合】 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 役員の住民票抄本、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) |
| ・事業所の名称及び所在地又は事業の用に供する施設の概要の変更 | 変更のあった施設等の所有権(又は使用権原)を証する書類 変更のあった施設等の構造を明らかにする図面(平面図、立面図、断面図、構造図)、設計計算書、施設の写真 変更のあった施設等の付近の見取り図(施設を新規設置する場合)関係法令手続き状況を示す書類(様式1-2) |
| 【申請者が法人の場合】 ・株主又は出資者(100分の5以上の株式保有者又は出資者に限る。)の変更 | 【株主又は出資者が個人の場合】 株式又は出資の金額を記載した書類 新たな株主又は出資者の住民票抄本、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) 【株主又は出資者が法人の場合】 株式又は出資の金額を記載した書類 新たな株主又は出資者の登記事項証明書(履歴事項全部証明書) |
| ・標準作業書の変更 | 標準作業書全文 |

添付書類の記載等にあたっては、各自動車リサイクル法関連業の「新規・更新許可申請時の必要書類」の備考欄を参考にして下さい。

2 破産業者の変更届出時の必要書類

| 届 出 書 : 様式第十一(第六十四条関係) | |
|--|---|
| 誓 約 書 : 添付書類様式1(解体業者・破産業者用) | |
| 変更事項 | 添付書類 |
| 【申請者が個人の場合】 ・氏名又は住所の変更 | 住民票抄本、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) |
| 【申請者が法人の場合】 ・名称又は住所の変更 | 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 定款又は寄附行為 |
| 【申請者が法人の場合】 ・役員の変更 | 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 新たな役員の住民票抄本、登記事項証明書 (登記されていないことの証明書) |
| 【使用人がいる場合】 ・使用人の氏名又は住所の変更 | 使用人の住民票抄本、登記事項証明書(登記されていないことの証明書)、使用人証明書 |
| 【申請者が未成年の場合】 【法定代理人が個人である場合】 ・法定代理人である個人の氏名又は住所の変更 【法定代理人が法人である場合】 ・法定代理人である法人の名称又は住所の変更 ・法定代理人である法人の役員に係る氏名又は住所の変更 | 【法定代理人が個人である場合】 法定代理人の住民票抄本、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) 【法定代理人が法人である場合】 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 役員の住民票抄本、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) |
| ・事業所の名称及び所在地又は事業の用に供する施設の概要の変更 | 変更のあった施設等の所有権(又は使用権原)を証する書類 変更のあった施設等の構造を明らかにする図面(平面図、立面図、断面図、構造図)、設計計算書、施設の写真 変更のあった施設等の付近の見取り図(施設を新規設置する場合)関係法令手続き状況を示す書類(様式1-2) |
| 【申請者が法人の場合】 ・株主又は出資者(100分の5以上の株式保有者又は出資者に限る。)の変更 | 【株主又は出資者が個人の場合】 株式又は出資の金額を記載した書類 新たな株主又は出資者の住民票抄本、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) 【株主又は出資者が法人の場合】 株式又は出資の金額を記載した書類 新たな株主又は出資者の登記事項証明書(履歴事項全部証明書) |
| ・標準作業書の変更 | 標準作業書全文 |

添付書類の記載等にあたっては、各自動車リサイクル法関連業の「新規・更新許可申請時の必要書類」の備考欄を参考にして下さい。

3 廃業届出時の必要書類

自動車リサイクル法関連業の許可を受けている者は、当該事業を廃業する場合は、事実の発生から30日以内に下記の書類を那覇市長へ提出して下さい。

| 業 種 | 必 要 書 類 | 備 考 |
|---------|-----------|--|
| 解 体 業 者 | 廃 業 届 出 書 | ・ 廃業届出書は第十四号様式（第11条関係）を使用すること ・ 許可証は直近で交付されたものを添付すること |
| 破 碎 業 者 | 許 可 証 | |

廃業する場合には、使用済自動車又は解体自動車の処理残しが無いよう、引取りを行った車両については必ず引渡しを行い、自動車リサイクルシステム上でも電子マニフェストによる報告等の処理を行った後に、廃業届出を提出して下さい。